

関係各位

令和8年(2026年)4月17日

市立函館保健所

ノロウイルス食中毒注意報を発令したので、お知らせします。

# ノロウイルス食中毒注意報発令

令和8年4月17日(金)～令和8年6月25日(木)まで

## 1 発令理由

市立函館保健所管内の感染性胃腸炎の定点あたり報告数が第15週において10以上となり、ノロウイルスによる食中毒の発生が危惧されるため。

## 2 管内の感染性胃腸炎報告状況

	期間	定点あたり報告数
第15週	2026/4/6～2026/4/12	11.00

## 3 注意報発令中における心得

- (1) 調理前、食事前、用便後は石けんを使って手をよく洗いましょう。
- (2) 手洗いの後、使用するタオルは、ペーパータオル等清潔なものを使用しましょう。
- (3) 食べる前に十分加熱しましょう。
- (4) まな板、包丁、ふきん等は、熱湯か消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)を用いて消毒しましょう(アルコールは効きません)。
- (5) 下痢、吐き気、腹痛、発熱などの症状があるときは調理業務に従事せず、医療機関を受診しましょう。
- (6) 患者、入居者の便、嘔吐物の処理は、調理従事者以外の職員が行い、調理室にウイルスを持ち込まないようにしましょう。
- (7) 施設内で感染性胃腸炎が流行したときは、ドアノブ等の消毒も実施しましょう。

お問い合わせ先

市立函館保健所 生活衛生課 食品衛生担当

(TEL) 0138-32-1523

(FAX) 0138-32-1526

\*従業員および関連施設、または市民等に対する周知をお願いいたします。